

暑くなり始めは熱中症に要注意！



熱中症とは、室温や気温が高い中での作業や運動により、体内の水分や塩分(ナトリウム)などのバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、体温上昇やめまい、体がだるい、ひどい時にはけいれんや意識の異常など、さまざまな症状を起こす病気です。夏場には熱中症が多く発生しますので、日頃から予防を心掛け、発症したときは適切に対処してください。

対処法

- 涼しい場所へ移動する
 - 衣服をゆるめ、安静にする
 - 体を冷やす
 - 水分補給と塩分補給を十分に行う
- ※呼び掛けに対し、返事がおかしいときや水分を自力で摂取できないときは救急車を呼びましょう。

予防のポイント

- ① 暑さを避ける
できるだけ高温多湿、炎天下での外出を控え、日陰を選んで歩く。室内ではクーラーや扇風機を利用する(室温目安は28度)。
- ② 涼しい服装にする
通気性がよく、吸汗・速乾性がある衣服を選ぶ。
- ③ こまめに水分を補給する
喉が渇いたと感じる前に飲む。
- ④ 急に暑くなる日に注意する
猛暑日や熱帯夜が3～4日続いたら注意する。
- ⑤ 暑さに備え、体力づくりする
食欲がなくても、食事は欠かさない。
- ⑥ 体調に合わせて行動する
寝不足や二日酔い・風邪・下痢の状態、心肺・腎機能が低下している人は熱中症になりやすいため、暑いところでの活動には注意する。

☎健康づくり課 ☎24-1111

佐世保市国際交流促進補助金
申請団体の募集(二次募集)

海外姉妹都市等の市民と、文化・芸術・スポーツなどを通して活発に交流し、国際理解の促進や地域活性化に貢献する国際交流団体を募集します。

対象団体

自主的に活動し、不特定かつ多くの人の利益増進に貢献することを目的に国際交流活動を行う市内の非営利団体

対象事業

- 平成26年度内に実施する以下の事業
- ① 受入事業=海外姉妹都市等からの訪問団と市内で交流する事業
 - ② 派遣事業=海外姉妹都市等を訪問し、現地で交流を行う事業

補助金額

対象経費の3分の1以内で、参加者数に応じて限度額を設定します(年度内で1団体につき1事業まで)。

申込方法

申請書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、国際政策課へ
申込締切 8月15日☎

☎国際政策課 ☎24-1111

産業支援センターのご利用を

市民の皆さんの開業や事業運営の課題解決を支援する市の施設です。2人の産業コーディネーターが窓口相談や企業訪問を継続的に行い、開業の実現や事業活性化に向けた支援を行います。どうぞご利用ください。

施設名称 佐世保市産業支援センター
設置場所 万津町3-5
開所時間 9時～12時、13時～17時
(土・日曜、祝日は休館)

相談事例

- 開業にチャレンジしたいけど、何かから始めればいいのか分からない
 - 会社の経営状況を改善したい
 - 新製品を開発したい など
- ※相談は無料ですが、電話などで事前に予約をお願いします。

☎佐世保市産業支援センター ☎24-6051

離職者に対し家賃を支給

国の住宅支援給付事業により、離職者で就労能力と就労意欲がある人のうち、住宅を喪失したか、喪失する恐れのある人に家賃を支給しています。

支給限度額(月額)

- 単身世帯⇒2万9000円
- 複数世帯⇒3万7600円

支給期間

原則として3カ月間(条件によっては3カ月の延長、さらに一定の条件により再延長可能)

支給対象

- 次の全てに該当する人
- ① 申請時に離職して2年以内の65歳未満の人
 - ② 離職前に主たる生計維持者であった人(離婚などにより、申請時に主たる生計維持者となっている人も含む)
 - ③ 就労能力と常用就職の意欲があり、公共職業安定所に求職申し込みを行う人
 - ④ 住宅を喪失したか喪失する恐れのある人(申請者や申請者と生計を同じくする同居の親族のいずれもが、当該申請者が居住可能な住宅を所有していないこと)
 - ⑤ 申請日の属する月における申請者および申請者と生計を同じくする同居の親族の収入の合計額が、次に定める収入基準額であること【単身世帯】8万4000円に家賃額を加算した額未満(家賃の限度額=2万9000円)【2人世帯】17万2000円以内【3人世帯】17万2000円に家賃額を加算した額未満(家賃の限度額=3万7600円)
 - ⑥ 生計を同じくする同居の親族の預貯金の合計が、単身世帯は50万円以下、複数世帯は100万円以下の人
 - ⑦ 国や地方自治体を実施する住宅喪失離職者支援のための貸し付けや給付を受けていない人
 - ⑧ 申請者や申請者と生計を同じくする同居の親族のいずれもが暴力団員ではないこと

☎生活福祉課 ☎24-1111

臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の申請は7月28日から

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金について、対象者と思われる人には7月下旬に自宅に申請書を送付しますので、次の要領で申請してください。なお、公務員で対象となる人は職場から申請書などが交付されますので、下記受付場所に提出してください。

申請手続き

- 申請期間 7月28日☎～10月31日☎
※土・日曜、祝日を除きます。
※郵送の場合は10月31日(金)の消印有効。
※やむを得ない理由により間に合わない場合はご相談ください。

受付場所 〒857-0042 佐世保市高砂町5番1号
中央保健福祉センター 8階講堂
佐世保市臨時福祉給付金事務局

郵送による受け付け

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して申し込んでください(申請書に同封している返信用封筒をご利用ください)。

臨時福祉給付金

- 対象者 平成26年1月1日時点で本市に住民票があり、平成26年度分市民税(均等割)が課税されない人
※生活保護の被保険者、対象者を扶養する人が課税されている場合は対象外です。

上下水道事業経営検討委員会
市民委員の募集

市総合計画推進に向けた上下水道ビジョンなど各種計画や公営企業としての経営のあり方などにご意見をいただく市民委員を募集します。

対象 20歳以上の市民で、年2回程度の会議(平日の昼間に開催予定)に参加できる人

募集人数 若干名

任期 委嘱の日から2年間(予定)

報酬 会議1回につき8,800円

応募方法 ①住所②氏名③性別④生年月日⑤電話番号⑥職業⑦応募の動機を明記し、「安全・安心で安定した水の供給」または「公共下水道の整備」のいずれかをテーマとする作文(1,000字程度)を添えて、水道局経営管理課へ郵送(〒857-0028、八幡町4-8)か、ファクス(25-9685)、Eメール(suisou@city.sasebo.lg.jp)、持参のいずれかで提出。別途面接試験もあり。

募集期間 7月25日☎まで(消印有効)

☎水道局経営管理課 ☎24-1151

給付額 対象者1人につき1万円(1回だけ)
※高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者には、さらに5,000円を加算(上限5,000円)

DV被害者の事前申し出

配偶者の暴力を理由に本市に避難した後に住民登録ができていない人で、一定の要件に該当する場合は、本市で申請ができます。

子育て世帯臨時特例給付金

- 対象者 平成26年1月1日時点で本市に住民票があり、以下の要件の両方を満たす人
- ① 平成26年1月分児童手当(特例給付を含む)の受給者
 - ② 平成25年中の所得が児童手当の所得制限に満たない人

給付額 対象児童1人につき1万円(1回だけ)

振り込め詐欺などにご注意を

この給付金の給付に関し、国や県、市が銀行の現金自動預け払い機(ATM)の操作をお願いすることなどは絶対にありませんので、十分にご注意ください。

☎臨時福祉給付金事務局 ☎25-9711

市政懇談会「おじゃましま～す！市長です」

市長と住民の皆さんが、地域の課題について話し合う市政懇談会「おじゃましま～す！市長です」。昨年度は14地区で開催し、ご参加いただいた多くの皆さんから貴重な意見を伺うことができました。本年度も13地域で開催しますので、どうぞご参加ください。

開催日	開催時間	会場
7月15日(火)	14時～16時	広田地区公民館
7月23日(水)	13時～15時	宇久地区公民館
7月25日(金)	14時～16時	吉井地区公民館
7月30日(水)	〃	鹿町地区公民館
8月 8日(金)	〃	小佐々地区公民館

※開催日は7月15日～8月8日までの開催分です。今後の予定は本紙などで随時お知らせします。

☎市民生活課 ☎24-1111